

和歌山城シンポジウム開催支援業務 仕様書

1. 業務名

和歌山城シンポジウム開催支援業務

2. 業務の目的

本業務は、和歌山城の魅力や歴史的価値を広く発信し、市民及び観光客の関心を高めることを目的として実施するシンポジウムの開催支援業務である。

シンポジウムの第1部では、和歌山市と関わりのあるタレントによる記念講演を実施する。また、第2部では、有識者を招聘して、2026年放映予定のNHK大河ドラマ「豊臣兄弟！」の主人公である豊臣秀長や兄の豊臣秀吉等と本市の歴史を関連付けたパネルディスカッションを開催し、ドラマを契機とした歴史や地域資源への関心を喚起することで、今後の観光振興や地域活性化につなげる。

これらの取組を通じて、本市と歴史的に関わりのある人物を主人公とした大河ドラマの放映という好機を最大限に活かし、和歌山城のさらなる認知度向上と来訪促進を図るものである。

3. 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 業務内容

本市との協議の上で次の内容の業務を実施する。

- (1) シンポジウムの企画及び運営支援
- (2) 打ち合わせ協議（適宜）
- (3) 記念講演を行うタレントとの協議及び調整
- (4) パネルディスカッションのファシリテーター及び登壇者等の選定、依頼（謝金等の支払いを含む。）
- (5) パネルディスカッションのファシリテーター及び登壇者等との協議及び調整
- (6) 告知、広報（ポスター（B2・100枚）及びリーフレット（A4・5、000枚）のデザイン及び印刷、メディアへの広告掲載1回を含むこと。）
- (7) 開催準備（会場設営、来場者向け開催案内、配付資料の作成等）
※会場は、和歌山城ホールの大ホール（1階のみ）を和歌山市が借上げ予定
- (8) 開催運営（受付、来場者案内、進行、記録等）
- (9) 開催結果の取りまとめ
- (10) 成果品作成
- (11) その他シンポジウムの運営に関して必要なこと

5. 提出書類

- (1) 契約締結後、必要に応じて次に掲げる書類及びデータを適宜提出すること。

番号	内容	数量
1	事業計画書	1部

2	実施スケジュール	1部
3	パネルディスカッションのファシリテーター及び登壇者の経歴等をまとめた資料	1部

(2) 業務完了時、委託業務完了通知書及び業務成果品（次に掲げる書類）を提出すること。

番号	内容	数量
1	実績報告書（経費明細書を含むこと）	2部
2	記録映像（動画データ形式：MP4、DVD-Video等）	一式
3	記録写真（JPEG等）	一式
4	その他広報用制作物等本業務で作成、入手した資料等	一式

6. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、和歌山市個人情報保護条例及び同施行規則に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2) 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

7. その他

- (1) 本業務を円滑に遂行するため、本市は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができることとする。
- (2) 業務の実施にあたっては、本市と十分に協議したうえで行うこと。
- (3) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、本市と受託者の協議により誠意を持って実施するものとする。
- (4) 本業務にかかる成果物（映像、写真、パネル内容等）の著作権及び著作権は、全て本市に帰属するものとし、本市が無償で二次使用できるものとする。
- (5) シンポジウムの内容には、必ずパネルディスカッションを含むこと。

<特記事項>

業務名：和歌山城シンポジウム開催支援業務

開催予定日時：令和8年3月4日（水） 18時から

会場：和歌山城ホール（和歌山市七番丁25番地の1） 大ホール（1階のみ）

共通事項

- ① ポスター、チラシ等によるほか、既存メディア等を用いて広報に努めること。
- ② シンポジウムへの一般来場者の参加費は無料とすること。（ただし、会場内の物販等が許可される場合は、業務に支障のない範囲で実施しても良い。）
- ③ 会場（和歌山城ホール 大ホール（1階のみ）及び楽屋1～7を想定）は本市で借上げるが、看板や装飾、演出上必要な機材等は受注者で別途用意すること。
- ④ ポスター（B2・100枚）及びリーフレット（A4・5,000枚）の掲示、配付は本市が行うものとする。ただし、受託者が本市に協力することができるものとする。

第1部 記念講演

- ① 和歌山市が選定したタレントによる記念講演を実施すること。
- ② ①のタレントに係る謝金等の経費として、契約額のうち見積金額を除く金額を、タレントが所属する事業者に支払うこと。
- ③ 講演は60分を基準とすること。
- ④ 講演のテーマは、城郭に関するものとする。

第2部 パネルディスカッション

- ① ファシリテーター1名及び有識者4名程度を招聘し、パネルディスカッションを行うこと。
- ② 1人あたりの謝金は、100万円（消費税を含む。）を上限とすること。
- ③ 有識者等は、和歌山城若しくは豊臣秀吉・豊臣秀長兄弟と本市との関わりの歴史に関連する分野の研究者等から人選し、和歌山城への関心を高められる者を採用すること。